

第4編
最重要
プロジェクト



1 位置づけ

全国的な人口減少を背景として、本市でも少子化などによる人口の減少が続いています。人口減少が進行すると、雇用機会の減少や経済・産業の縮小と相まって地域の活力が低下し、一人一人の豊かさが失われるおそれがあります。

人口の減少は、市民生活に大きく影響を与えるものであり、人口減少対策は、本市における最重要課題となっています。

このことから「人口減少対策」を第三次登米市総合計画における「最重要プロジェクト」として位置づけ、すべての施策が人口減少対策につながるとの考えのもと、各分野の施策を展開・連携させながらその対策に取り組むこととします。

2 基本方向

人口減少が急速に進展すると、その影響が一気に表出するため、すべての課題に対応することが難しい状況になるものと想定されます。このことから、人口減少による影響を最小限に食い止めるために、人口減少の進行を緩やかにする取組が必要とされます。

併せて、全国的に人口減少が進行している中で、人口減少社会にあっても、市民一人一人が暮らしやすさを実感し、また、地域の活力を維持していく取組が必要とされます。

第三次登米市総合計画では、「やすらぐまち」「にぎわうまち」「つながるまち」の3つのまちづくりのキーワードのもと、基本計画における施策に横断的に取り組み、「人口減少を緩やかにするデザイン」、人口減少社会に対応し「だれもが暮らしやすいまちをデザイン」の2つの視点から人口減少対策に取り組めます。

3

人口減少対策の主な取組

(1) 人口減少幅を緩やかにするデザイン

本市の人口減少は、少子高齢化により死亡者が出生者を上回る自然減少と年齢階層別人口の推計で、特に15歳から24歳の年齢階層で、転出者が転入者を上回る社会減少が主な原因となっています。

このため、人口動態における出生数の増加と健康寿命の延伸による「自然減少の抑制」、社会動態における転入者の増加と転出者の抑制による「社会減少の抑制」に取り組み、人口減少の幅を緩やかにします。

① 結婚から出産、子育てまで切れ目のない支援をはじめとする「自然減少の抑制」

● 未婚化・晩婚化対策への取組	施策48-① 結婚支援の充実
● こどもを望む夫婦への支援と安心して妊娠・出産できる環境の整備	施策48-② 妊娠・出産支援の充実
● 乳幼児健診や相談事業と望ましい生活習慣の定着に向けた親子の健康づくり	施策6-② 親と子の健康づくりの推進
● 就学前のこどもへの教育・保育の一体的な提供と就学後の放課後児童の居場所づくり	施策48-③ こどもの成長に合わせた教育・保育環境の整備
● 各種保育サービスの充実と、安心してこどもを預けることができる環境整備	施策48-④ 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実
● 子育て家庭が抱える不安や悩み等、妊娠・出産期からの相談対応	施策48-⑤ 支援を必要とするこども・家庭への支援
● 関係機関と連携した、働きながら子育てのできる環境づくり	施策49-① 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
● 各種健診による健康状態の把握、更には、適塩推進事業やウォーキング事業等の実施による、生活習慣病予防及び介護予防	施策6-③ 生活習慣病予防及び介護予防の推進

② 移住・定住の促進と雇用の確保をはじめとする「社会減少の抑制」

● 移住希望者へのワンストップでの対応と情報共有、 きめ細かな相談体制の構築	施策43-① 相談窓口・サポート体制の構築
● 移住・定住に関する支援策情報等、 本市の魅力の積極的なPR	施策43-② 移住希望者への きめ細かな情報の提供
● 移住体験ツアーなどの実施、 本市への移住の足掛かりとする二地域居住の推進	施策43-③ 移住体験メニューの充実と 二地域居住の推進
● 進学や就職等で市外へ転出した若者や 移住希望者のニーズに応じた支援策の強化と 若者が住み続けられるよう支援策の情報発信	施策43-④ U・I・Jターンの推進と 若者の地域への定着の強化
● 空き家所有者への空き家情報バンク ^{※59} 登録の周知徹底と 同バンクの利活用の推進、 地域住民等と連携した物件の掘り起こし	施策43-⑤ 移住に関する地域資源等の活用
● 企業立地促進奨励金などの支援や本市の魅力を活かした 企業誘致の推進による雇用の場の創出	施策42-① 企業誘致の推進
● 地域の公共施設等を活用した コワーキングスペース ^{※60} 等の整備による雇用の創出	施策42-② 都市部から地方への人の流れの促進 と新たな雇用機会の創出
● 市内企業等による新たな取組や 地域課題解決への取組の事業化の支援	施策41-② 多様なビジネスの創出
● 性別にかかわらず個性と能力を発揮できる活力ある まちづくりの推進、ワーク・ライフ・バランス ^{※61} を実現 するための意識啓発	施策56-① 男女が対等に責任を担いながらまち づくりに参画する社会の醸成

※59 空き家の所有者から提供された物件情報を市町村が収集・登録し、利活用希望者に提供することで、空き家の有効活用及び地域の定住促進を図る制度。

※60 複数の利用者が共同で利用する業務用スペースであり、通信環境や会議機能等を備え、テレワーク、創業支援、交流促進等を目的として整備される施設のこと。

※61 やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭環境や地域生活などに応じた多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

※62 地方自治体等が地域の魅力を内外に発信し、知名度やイメージ向上を図ることで、地域活性化、移住・定住促進、観光客誘致などを目指す広報・営業活動の総称。

※63 農山漁村での自然体験や地域住民との交流を通じて、地域の暮らしや文化を楽しむ観光のこと。

※64 「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で人と情報を共有したり交流したりするためのサービスの総称。

(2) だれもが暮らしやすいまちをデザイン

今後、本市においては、人口減少の幅を緩やかにする取組を進めますが、劇的な人口の増加は見込めない状況にあります。

本市には、豊かな自然や美しい田園風景、先人から引き継がれている歴史や文化など、都会にはない魅力がたくさんあります。こうした本市の魅力を守りつつ、生活環境の向上やまちのにぎわいの創出、更にはデジタル技術の活用など、新たな展開を取り入れながら、だれもが暮らしやすく、幸せを感じられ、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

① 住環境の向上

● 地域内・地域間の移動手段を各交通施策での確保と各交通モードとの連携によるきめ細かな移動サービスの構築	施策25-① 持続可能な公共交通ネットワークの構築
● 公衆衛生の維持・向上などによる暮らしやすい生活環境づくり	施策32-② 生活環境の保全
● 空き家対策の推進による管理不全な状態となることを防止	施策45-① 空き家の適正管理

② シティプロモーション^{※62}や交流の促進などによる、まちの活気の創出

● 中心市街地への都市機能のゆるやかな誘導と公共施設の多機能化等によるにぎわい・活力のあるコンパクトな中心市街地の形成、地域拠点における生活利便施設の維持	施策22-① 中心市街地の活性化と地域拠点の振興
● 空き店舗等を活用した新規事業者の支援と事業者の新規マーケット開拓や商品開発、事業のステップアップなどの支援	施策38-① 商店街の空き店舗等の活用
● 商工会等と連携し、消費者ニーズに対応した店舗の魅力の情報発信や店舗イメージアップなどの支援	施策38-② 商店街のにぎわい創出
● 体験・食・土産品などの観光資源の掘り起こし、グリーンツーリズム ^{※63} による農家民宿の拡充、近隣地域との連携による広域的な観光プランの策定	施策39-① 観光の魅力創造
● 観光パンフレットの作成やSNS ^{※64} 等を活用した観光物産情報の発信、自然や歴史などの本市の魅力の発信	施策39-③ 魅力の発信による観光客誘致
● 各種講座等で学んだ生涯学習成果を地域に生かす活動の支援と市民に身近で親しまれる社会教育事業の推進及び参加者数の増加と生きがいや充実感のある豊かな生活につながる取組	施策46-② 学びの成果を生かせる活動への支援
● 日常的に身体活動やスポーツ活動を行う習慣づくりを推進し、心身の健康と体力・運動能力を向上	施策47-① 生涯にわたるスポーツ活動の推進
● コミュニティ組織等の市民活動及び地域づくり活動の活性化	施策54-① 多様な主体との協働によるまちづくりの推進

③ デジタルを活用した利便性の向上

● 窓口に配置するタブレット端末による「書かない窓口」の実現	施策61-① 行政窓口のデジタル化
● 電子申請サービスの提供と対象手続きの拡充による「行かなくともよい窓口」を実現し、時間と場所にとらわれない行政手続きの環境づくり	施策61-② 行政手続きのオンライン化
● スマートフォン教室などのデジタル技術に慣れ親しむ機会の提供による、デジタル技術に不慣れな方がデジタル技術の恩恵を享受できる土台作り	施策61-③ デジタル・ディバイド対策